

## 入所選考に係るルールについて

※令和7年10月9日時点

### 1 応諾義務について（子ども・子育て支援法第33条・第45条）

特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者は、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではなりません。障害やアレルギーのあるお子さん、外国籍のお子さんであっても、それを理由に受け入れを拒むことはできません。また、職員配置上の理由により当該児童の受け入れが不可の場合、当該児童よりも点数が低い児童についても入所不可となる点ご留意ください。

### 2 定員を超過した受け入れ

⇒別紙2参照

### 3 管外受託児童（保育認定）について

原則、①勤務先がある場合、里帰り出産の場合、通勤にあたって本市を経由する場合のいずれかを満たし、かつ②管外受託児童の利用を決定してもなお利用児童数が定員以下となる場合に限り、利用の決定を行います（千葉市保育所等利用調整事務等取扱要領 5 広域入所）。

※市原市、四街道市の市民が千葉市管内の施設を利用する場合、要件①は適用しません。

### 4 4月一次選考内定者の二次転園

一次選考で内定が決まった児童も二次選考の申込みが可能です。一次選考の内定者が二次選考で他の園に転園する可能性がありますのでご留意ください。最終的な内定者は3月上旬に確定します。それ以降の内定辞退による空き枠については、基本的に5月以降の受け入れ枠とさせていただきます。

### 5 公費の二重払いについて

二つの園に在籍するなどして児童に対して二重に給付をすることはできません。特に4月は以下のようないふべきケースにご注意ください。

例) 新年度よりA園からB園に転園する場合

B園の入園式が4月10日の場合でも、在籍は4月1日からとなり、給付費が発生します。A園の利用は3月末までの利用となりますのでご注意ください。